

令和元年度

香美市商工会

空き店舗等利活用助成金

募 集 要 領

(募集期間)

受付開始：令和元年 5月13日(月)

受付締切：令和元年 5月31日(金)

詳しくは香美市商工会までお問い合わせください。

Tel.0887-53-4111

令和元年度 香美市商工会空き店舗等利活用助成金募集要領

1. 目的

この要領は、香美市商工観光振興事業補助金を受け、香美市内の空き店舗並びに空き工場対策事業として、空き店舗等を活用し開業する場合に経費の一部を市からの補助金の範囲内で支援し、香美市の活性化を促すと共に、雇用の創出を図ることを目的とするものです。

2. 対象者は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 香美市において、空き店舗等を活用し新たに事業を行おうとする者。
ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種を主な事業とする者は除く。
- (2) 空き店舗の所有者と同一世帯に属し、又は生計を一にする者でないこと。
- (3) 法人にあっては、中小企業基本法（昭和38年法律第122号）第2条に規定する中小企業者であること。
- (4) 香美市に本店又は支店等がある法人もしくは香美市に本店又は支店等の開設を予定している法人。個人にあっては香美市に住所を有する者。
- (5) 香美市商工会の会員事業所であること。（事業実施後の加入も可）
- (6) 市町村税（国民健康保険税を含む）を滞納していない者。
- (7) 宗教活動や政治活動を重たる活動目的としていない者。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）、暴力団の統制下にあるもの又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制下にある者でないこと。
- (9) 助成金利用後5年間は、商工会の会員となり事業確認を受けることが出来る者。
- (10) その他商工会長が認める者。

3. 対象となる地域

香美市内とする。

4. 助成内容

空き店舗等において事業を実施するための必要経費

- (1) 店舗等の内装経費（実支出の1/2以内を助成）
- (2) 什器、備品の購入費用（実支出の1/2以内を助成）
※什器、備品とは耐用年数が1年以上のもの
- (3) 空き店舗の貸借料（家賃等、賃貸借契約に定められた賃借料であり、管理費、共益費等店舗そのものの賃借料と認められないものは除く）の1/2以内を助成、ただし事業開始又は交付決定の月から6ヶ月以内とする。

※助成金の確定額は、助成対象経費の実支出の1／2または配分された助成金の額のいずれか低い額とする。

※予算の範囲内において、助成額を調整することがあります。

※各助成対象経費の2分の1に相当する額に1,000円未満の端数が生じるときは、それぞれの端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

※交付の決定を受けた者は、事業完了日から起算して30日を経過した日又は令和2年2月29日のいずれか早い日までに様式4に必要書類を添えて香美市商工会に請求すること。

※助成の対象経費が他の補助金等の対象経費と重複していないこと。

※助成金利用後3年以内に廃業した場合は、補助金返還を求める場合もあるので注意すること。

5. 助成する金額

1事業者40万円以内

6. 募集期間

令和元年5月13日（月）～令和元年5月31日（金）

（予算に残額があった場合は追加募集を行います）

7. 応募方法

助成金の交付を受けようとする者は、様式1により、必要書類を添えて香美市商工会に提出すること。

〒782-0034

高知県香美市土佐山田町宝町 2-2-27 香美市商工会

電話 0887-53-4111

8. 選考

助成の決定については、予算の範囲内において、申請者のヒアリング等を経て審査会により決定する。

様式 1

令和元年 月 日

香美市商工会長 様

住所
事業所名
代表者氏名
電話番号

㊟

香美市商工会空き店舗等利活用助成金交付申請書

香美市商工会空き店舗等利活用助成金募集要領に基づき、次の通り関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 _____ 円

2 事業内容 様式 2 のとおり

3 添付書類

①様式 2（出店・事業）計画書

※工事、備品・什器購入予定の場合は見積書を添付

②空き店舗所有者及び管理者等との賃貸契約書又は契約を締結する事を証明する書類

③個人事業主の方は、住民票の写し

④市町村が発行する滞納のないことの証明書

⑤宣誓書（様式 3）

⑥事業を行うのに必要な許可書等の写し（開業届、営業許可証等）

⑦その他商工会長が必要と認める書類

様式2

(出店・事業) 計画書

令和元年 月 日

1. 申請者

氏名	現住所
生年月日	電話番号（日中連絡が取れるもの 携帯可）
年 月 日	

2. (出店・事業) 計画に関する事項

業種	小売（具体的な内容） 一般飲食業（具体的な内容） サービス業（具体的な内容） その他の業種（具体的な内容）
----	--

事業計画等

- ①事業開始（予定）日 年 月 日
- ②事業を行う場所
- ③従業員数
- ④営業日時
- ⑤事業内容PR

助成対象経費（各経費については見積書等を添付して下さい）

	経費の内容	申請額
①店舗等の内装経費 （消費税抜き）		円×1/2= 円
②什器、備品の購入費用 （消費税抜き）		円×1/2= 円
③賃貸料（消費税抜き）		円× 月×1/2= 円
計		円

※千円未満切り捨て

香美市商工会長 様

住所
事業所名
代表者氏名
電話番号



宣誓書

香美市商工会空き店舗等利活用助成金を申請するにあたり、以下の通り相違ないことを宣誓します。

1. 香美市商工会空き店舗等利活用助成金募集要領を確認し、これを遵守します。
2. 宗教活動や政治活動を主たる活動とするものではありません。
3. 要領に定める暴力団の統制下にある者又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者ではありません。
4. 助成金利用後5年間は商工会の会員となり、商工会にて事業確認を受けます。
5. 助成金利用後3年間は廃業しないように企業努力を行い、商工会の支援を受けながら事業継続に励みます。
6. 以上の事項に違反があったとき又は申請に事実と相違することがあったときは、香美市商工会から受けた助成金を直ちに返還します。